平成３０年（フ）第１０１９号
大阪市浪速区塩草３丁目12番17―904号
債務者　宗圓　洋平
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０２５号
大阪府高槻市宮之川原５丁目38番１号ハイツルミナールＢ101号
債務者　石﨑　正枝（旧姓今川）
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０７６号
大阪府東大阪市桜町４番14号　アルコバレーノ　203号室、住民票上の住所大阪府東大阪市川田１丁目16番30号
債務者　堀内　　雅
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１３４号
大阪市浪速区大国３丁目６番３号　ゼウス難波クリスタル　201号、前住所大阪市淀川区宮原２丁目３番６号　Ｓ・フルール　101号
債務者　長江　一憲
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４２５号
大阪市阿倍野区阿倍野筋４丁目11番17号　アブニールユーコー304号、前住所大阪市阿倍野区王子町１丁目４番15―608号
債務者　梁　登志江
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４９３号
大阪府守口市八雲東町２丁目62番２―202号
債務者　金子信之こと　金　　信之
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５３９号
大阪府吹田市岸部南２丁目43番29―301号
債務者　倉吉　哲也
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５６５号
大阪府東大阪市玉串町東３丁目１番８号　ラークハイム　302
債務者　藤本　和男
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５８９号
大阪府守口市大日町１丁目15番22―405号
債務者　畦ヶ谷　豊
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６３２号
大阪府茨木市橋の内２丁目７番３―305号、前住所大阪市住吉区遠里小野５丁目12番４―604号
債務者　道久　伸夫
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６４６号
大阪府東大阪市箱殿町６番40号
債務者　石井　慶子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６４７号
大阪府門真市朝日町11番６号　プレイズドールアサヒ201号
債務者　小林　延行
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６４８号
大阪市西淀川区大和田４丁目８番８号
債務者　北川康太郎
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１号
香川県観音寺市瀬戸町３丁目７番22―106号　サンコーポラス瀬戸２号棟
債務者　濵野映里佳
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成３０年（フ）第７５号
長崎県長崎市新戸町１丁目12番37号
債務者　大宮　直美
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１０号
大分県玖珠郡玖珠町大字古後3737番地
債務者　田中　義則
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大分地方裁判所日田支部